

第 5 9 号議案 佐世保市税条例の一部改正の件

1 改正の主旨

地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定めるとともに、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車の軽自動車税の税率軽減等の所要の改正を行うものです。

（１）固定資産税及び都市計画税

（２）軽自動車税

2 改正の内容

（１）固定資産税及び都市計画税

①耐震改修等が行われた既存建築物に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告について

（対象条項）

佐世保市税条例第 2 9 条第 9 項、第 1 0 項

（内容）

耐震改修又は熱損失防止改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅に対する固定資産税の減額申告手続きを定めるものです。

申告期限：耐震改修又は熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内

減額対象：昭和５７年１月１日以前から所在する住宅のうち、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に耐震改修が行われ認定長期優良住宅に該当することとなった家屋（第９項）

平成２０年１月１日以前から所在する住宅のうち、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に熱損失防止改修工事が行われ認定長期優良住宅に該当することとなった家屋（第１０項）

減額割合：２／３に相当する固定資産税

適用年度：平成３０年度課税分から適用（減額適用は耐震改修工事等が完了した翌年度分に限る。）

（根拠法令）

地方税法附則第１５条の９の２第１項、第４項

（施行期日）

公布の日

②固定資産税等の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 7 6 項～第 7 8 項（法第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項～第 3 0 項の条例で定める割合）

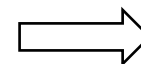
(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象：家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）

特例割合：

地方税法	
特例割合	参酌率
1 / 3 以上 2 / 3 以下で条例で定める割合	1 / 2



条例
1 / 2

適用年度：平成 3 0 年度課税分から適用

(根拠法令)

地方税法第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項～第 3 0 項

(施行期日)

公布の日

③固定資産税等の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 7 9 項 (法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合)

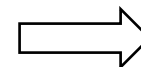
(内容)

「地域決定型地方税制特例措置 (通称：わがまち特例)」に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象：平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産

特例割合：

地方税法	
特例割合	参酌率
1 / 3 以上 2 / 3 以下で条例で定める割合	1 / 2



条例
1 / 2

適用年度：平成 3 0 年度課税分から適用

特例割合は新たに課税される年度から 5 年度分適用される

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 4 4 項

(施行期日)

公布の日

④固定資産税等の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 8 0 項 (法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合)

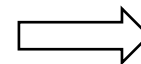
(内容)

「地域決定型地方税制特例措置 (通称：わがまち特例)」に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象：都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が土地を所有し又は無償で借り受けて、同法に規定する市民緑地を設置及び管理する場合に、その用に供する土地

特例割合：

地方税法	
特例割合	参酌率
1 / 2 以上 5 / 6 以下で条例で定める割合	2 / 3



条例
2 / 3

適用年度：平成 3 0 年度課税分から適用

特例割合は新たに課税される年度から 3 年度分適用される

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 4 5 項

(施行期日)

規則で定める日 (※都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 2 6 号)の施行の日)

わがまち特例の導入について【固定資産税及び都市計画税】

- 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員５人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。

対象資産	特例割合	対象事業	備 考
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員５人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る）	1/2を参酌して 1/3以上2/3以下 で市町村の条例で 定める割合で乗じ た額	・家庭的保育事業 保育者の居宅などにおいて、５人以下の０～２歳児を受け入れて保育を提供するもの。 ・居宅訪問型保育事業 保育を必要とする子どもの居宅において、０～２歳児に保育を提供するもの。 ・事業所内保育事業 主として自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供するもの。	課税標準の特例

<現行> 課税標準を1/2

- 平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。

対象資産	特例割合	対象事業	備 考
平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産	1/2を参酌して 1/3以上2/3以下 で市町村の条例で 定める割合で乗じ た額	・企業主導型保育事業 児童福祉法の認可外施設のうち事業主の雇用する労働者の乳児・幼児の保育を行う業務に係るものの設置者が、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助（企業主導型保育事業補助金）を受けて当該補助金の実施要綱に従って実施する保育事業。	課税標準の特例

- 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が土地を所有し又は無償で借り受けて、同法に規定する市民緑地を設置及び管理する場合に、その用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。

対象資産	特例割合	具体的な対象資産等	備 考
都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が土地を所有し又は無償で借り受けて、同法に規定する市民緑地を設置及び管理する場合に、その用に供する土地	2/3を参酌して 1/2以上5/6以下で 市町村の条例で定 める割合で乗じた 額	土地所有者と緑地保全・緑化推進法人（緑地の整備と管理能力のある公益法人またはNPO法人で市町村長が指定するもの）が契約を締結し、自然とのふれあいなどを目的に地域の人々が利用できるよう公開された緑地。 対象となる土地 ・都市計画区域内の300㎡以上の土地 ・契約期間は5年以上	課税標準の特例

⑤地方税法等の改正に伴う条項の変更（項ずれ）等によるもの

（対象条項）

佐世保市税条例第２８条の３、第２８条の４、第２９条第２項、第４項、第６項～第１１項

佐世保市税条例附則第５８項、第５９項、第６３項、第６４項、第６９項～第７５項

（内容）

地方税法、同法施行令及び同法施行規則の改正による、条項の削除、項ずれ、引用文言の変更によるものです。

（根拠法令）

地方税法第３５２条の２、地方税法附則第２８項～第３２項、第３７項、第３９項、第４０項

地方税法施行令附則第１２条第２１項第１号ロ、同第２６項

地方税法施行規則第１５条の３第３項、第１５条の３の２第４項、第５項

地方税法施行規則附則第７条第３項、第９項、第１０項、第１４項

（施行期日）

公布の日

(2) 軽自動車税の税率軽減（グリーン化特例）について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第81項～第83項

(内容)

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規取得（新車）した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については平成30年度分の軽自動車税に限り、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得（新車）した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については平成31年度分の軽自動車税に限り、概ね75%・50%・25%軽減するものです。

例：軽四輪乗用（自家用）の電気軽自動車 年額10,800円 ⇒ 2,700円など（その他の税率については次頁参照）

(根拠法令)

地方税法附則第30条

(施行期日)

公布の日

税制改正に係る軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

グリーン化特例(軽課)

①概要(平成29年度税制改正…平成29年6月定例会条例議案)

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について、重点化を行った上で2年延長されたものです。
平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初めて車両番号の指定(最初の新規検査)を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては平成30年度分の軽自動車税に限り、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初めて車両番号の指定(最初の新規検査)を受けた三輪以上の軽自動車で、同性能を有するものについては平成31年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

②適用年度 平成30年度、平成31年度

③税率

車種	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(A) (75%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車(B) (50%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車(C) (25%軽減)	本来の税率
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
軽四輪乗用(営業用)	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
軽四輪乗用(自家用)	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
軽四輪貨物(営業用)	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
軽四輪貨物(自家用)	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円

(A)電気軽自動車・天然ガス軽自動車:「平成30年排出ガス基準適合」または「平成21年排出ガス基準適合」かつ「平成21年排出ガス基準10%低減」

(B)乗用:「平成30年排出ガス基準50%低減」または「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成32年度燃費基準+30%達成」

(B)貨物:「平成30年排出ガス基準50%低減」または「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成27年度燃費基準+35%達成」

(C)乗用:「平成30年排出ガス基準50%低減」または「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成32年度燃費基準+10%達成」

(C)貨物:「平成30年排出ガス基準50%低減」または「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成27年度燃費基準+15%達成」

※現行の措置(平成28年度税制改正…平成29年3月定例会条例議案)

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定(最初の新規検査)を受けた以下の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成29年度の軽自動車税のみグリーン化特例(軽課)が適用され、平成30年度からは本来の税率が適用されます。

(A)電気軽自動車・天然ガス軽自動車:「平成21年排出ガス基準適合」かつ「平成21年排出ガス基準10%低減」

(B)乗用:「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成32年度燃費基準+20%達成」

(B)貨物:「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成27年度燃費基準+35%達成」

(C)乗用:「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成32年度燃費基準達成」

(C)貨物:「平成17年排出ガス基準75%低減」かつ「平成27年度燃費基準+15%達成」